

京都市生物多様性プラン（2021-2030）（案）

令和 年 月



目次

プラン策定に当たって	1
第1章 プランの目指すもの	2
1.1 基本方針	2
1.2 プランが目指す方向性	2
1.3 プランの位置付け	3
1.4 他分野の関連計画との関係	4
1.5 計画期間	4
第2章 京都市における生物多様性の重要性と課題	5
2.1 生物多様性とは	5
2.2 生物多様性の重要性	6
2.3 京都市における生物多様性との関わり	7
2.4 京都市の自然環境の特徴	9
2.5 京都市におけるこれまでの取組	10
2.6 京都市の生物多様性の課題	11
2.7 生物多様性をめぐる国内外の動向	14
2.8 課題解決に向けた視点	15
第3章 2050年のあるべき姿	16
3.1 2050年のあるべき姿	16
3.2 2050年までに達成すべきこと	17
第4章 2030年度までの目標と施策	18
4.1 2030年度までの目標	18
4.2 2030年度までの施策及び取組	19
4.3 推進プロジェクト	29
第5章 評価方法	31
第6章 私たちにできること	32
6.1 一人ひとりにできること	32
6.2 各主体にできること	33
第7章 推進体制と進行管理	36
7.1 庁内における連携	36
7.2 生物多様性保全検討部会	36
7.3 各主体との連携	36
7.4 プランの見直し	36

プラン策定に当たって

本市は、森林や河川、水田等の農地、市街地、社寺など、多様な環境で成り立っており、これらを基盤として、植物、ほ乳類、魚類、鳥類、昆虫類等の多種多様な生物が共存しています。

私たちは、鳥のさえずりや虫の声、季節の花など、四季の移り変わりを見つめ、自然を身近に感じ、慈しむことを通じて、心の豊かさや健康を保ち、自然からの恵みを享受することで、京都ならではの趣のある景観や文化、産業を育み、暮らしを営んできました。

一方で、自然は、河川の氾濫や土砂崩れといった災害、野生鳥獣や害虫による農林業や生活環境への被害など、私たちの暮らしや安全を脅かす「負の側面」も有しています。先人たちは、そうした自然と対立するのではなく、常に畏敬の念を持ち、順応し、自然と共生する知恵を培ってきました。

本市では、こうした京都の自然環境や伝統文化を後世に受け継いでいくため、平成 26 年に「京都市生物多様性プラン～生きもの・文化豊かな京都を未来へ～」を策定し、生物多様性保全の取組を進めてきました。

しかし、依然として、チマキザサ等の「京都らしさ」（伝統、文化、産業、景観等）を支える生物資源の減少、人の手が入らなくなったことによる森林の荒廃やシカの食害の増加、外来生物の増加など、生物多様性の危機が進行しています。そのほか、河川等を經由して海域に流出するプラスチックごみが生態系に深刻な影響を与えるなど、新たな問題も生じています。さらに、既に気候変動の影響が顕在化し、「気候危機」ともいえる現在の状況下において、動植物の絶滅のリスクの増加等も懸念されており、生物多様性の保全のためにも 2050 年における二酸化炭素排出量正味ゼロの実現が不可欠です。

実際に、生物多様性は、地球規模で急速に失われており、このままでは今後数十年で 100 万種もの生物種が絶滅する可能性があることが警告されています。このまま私たちが、生物多様性のために何も行動を起こさなければ、暮らしや経済活動に損失が生じるばかりでなく、1200 年の時を経て築き上げてきた「京都らしさ」も失われてしまうことにつながりかねません。

また、利便性を追求し、人工物に囲まれた暮らしが広がるあまり、知らず知らずに自然と触れ合う機会が失われ、人と自然との関係の希薄化が進む中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が蔓延しました。「新しい生活様式」の定着が模索され、「密」を避けて自然の中で過ごす機運が高まるなど、私たちは、新たな時代における人と自然の関係を構築していくべき時を迎えています。

現在、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けた経済の立て直しに迫られていますが、経済発展を目指すことと、持続可能な自然共生社会を目指すことは相反するものではなく、むしろ相乗効果が期待されます。安定的・持続的な経済の発展にこそ、生物資源の持続的な確保が必要であり、生物多様性の保全と持続可能な利用が強く求められるのです。

アフターコロナにおいては、京都の豊かな自然環境とそれに支えられた暮らしや伝統、文化等を今後も継承していくため、一人ひとりが生物多様性の危機的な状況を認識し、覚悟を持って緊急に行動を起こすことで、国際目標である SDGs の達成やレジリエント・シティの実現に貢献しつつ、自然共生社会への変革を起こす必要があります。

今後、より一層、生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進し、自然と共生する社会を実現するため、後継プランとして、「京都市生物多様性プラン（2021-2030）」（以下「プラン」という。）を策定します。

第1章 プランの目指すもの

1.1 基本方針

京都のかけがえのない歴史や文化は、自然との共生により育まれてきました。

これらを次世代に継承するとともに、本市が新たな価値を創造し発展し続けるまちであるためには、将来にわたり生物多様性の恵みを確保し、享受していく必要があります。また、そのためには、「生物多様性の保全と持続可能な利用」のための行動の促進と自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

このことから、本プランは、「生物多様性の保全と持続可能な利用」の具体的な方策を示し、あらゆる主体が行動できる指針となるよう策定します。

また、本プランの推進に当たっては、「地球温暖化対策」や「循環型社会の構築」といった環境政策と一体的に取り組を進めていきます。

さらに、国際目標であるSDGsの達成や本市のレジリエンスの向上に貢献し、自然と共生する持続可能な社会の実現を目指します。そのため、自然資本としての森林や里地里山、河川、海洋等の生態系が健全であることが、社会・経済の諸問題の解決にとっても不可欠であるとの認識の下、生物多様性の保全や利用と相互に関連する、農林業、都市緑化、風致保全、伝統・文化、防災・減災、観光、健康、消費生活等のあらゆる分野の政策との融合を図ります。

(参考) 持続可能な開発目標 (SDGs) ※関連する主な目標



1.2 プランが目指す方向性

本プランの推進に当たっては、基本方針の下、以下の方向性を踏まえます。

(1) 「知る」から「行動」へ

本市では、これまで、生物多様性そのものの理解と普及に努めてきましたが、生物多様性の損失が進行している今、更に一步踏み出し、生物多様性のために積極的に行動していくことが求められます。また、「行動」することで、生物多様性への理解が深まり、「知る」ことにもつながります。

そのため、本プランは、行政だけでなく、市民、事業者、活動団体、大学・研究機関、学校等の各主体が、「自分ごと」として、それぞれの立場で「知る」だけでなく、「行動」できる具体的な行動例を提示した指針とします。

(2) 「生物多様性の持続可能な利用※」の重点化

私たちは、四季折々の自然と共生する暮らしの営みや祭事等を通じて、生物多様性の恵みを持続的に利用することで、同時にこれを保全してきました。

しかし、近年では、人と自然との関係が希薄化し、建築材等への地域産の森林資源の利用の減少、人の手が入らなくなったことによる森林の荒廃、狩猟者の減少・高齢化に伴うシカの食害の増加などによって、生物多様性の恵みが失われつつあります。

このため、先人から受け継がれてきた、京都の自然と共生する生活文化を再認識し、日常での消費行動やレクリエーションの場において、生物多様性の恵みを現代のニー

ズに合った形で持続的に「利用」するライフスタイルへの転換が求められます。

こうしたことから、本プランでは、「生物多様性の持続可能な利用」の視点に重点を置いた取組を進めます。

※ 「生物多様性の持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代が生物多様性の恵みを享受するとともに、人類の存続の基盤である生物多様性が将来にわたって維持されるよう、生物多様性の構成要素及び生物多様性の恵みの長期的な減少をもたらさない方法で、生物多様性の構成要素を利用することをいう。

(3) 自然共生社会の実現に向けた変革

私たちは、豊かな生物多様性の恵みを享受し、利用することで、これまで京都の暮らしや伝統・文化を育み、継承してきました。これらの恵みを将来にわたって享受するためには、一人ひとりが「自分ごと」として行動し、ライフスタイルを転換するだけでなく、生物多様性を「保全」し、「利用」することで新たな産業の創出にもつながるよう、自然共生社会の実現に向けた変革が求められます。

そのためには、各地域が、自然環境等への負荷をできる限り低減し、その特性を活かして多種多様な地域資源（自然・物質・人材・資金）の自立的な循環を促すとともに、各地域間でそれぞれの強みを発揮して補完し合う社会（地域循環共生圏）や自然がもたらす負の側面を時に受け入れ、許容できる社会を構築していく必要があります。

こうしたことから、本プランでは、自然資源の持続性が確保された自然共生社会の実現に向けた変革を促す取組を進めます。

(4) 京都から世界の生物多様性保全への貢献

グローバル化が進んだ現代では、多種多様な食品や衣類、木材などの形で、世界中から多くの生物資源を輸入・消費しています。

都市での生物資源の消費は、都市やその周辺だけでなく、他の国の生態系にまで影響を与えています。実際に、世界では、過剰な耕作や放牧による土地の劣化、違法な伐採や森林火災による森林の減少・劣化、過剰な漁獲による海洋生物資源の減少など、生物多様性の損失が進んでいます。

人々が、日常の暮らしと生物多様性のつながりを理解し、生物多様性を意識して行動することは、地球全体の生物多様性の保全にもつながります。

こうしたことから、本プランでは、生産、流通、消費の各段階において、生物多様性の持続可能な利用の実践を促し、市民や事業者、大学等の多様な主体が協働する取組がいわば「京都モデル」となることで、世界の生物多様性の保全に貢献していきます。

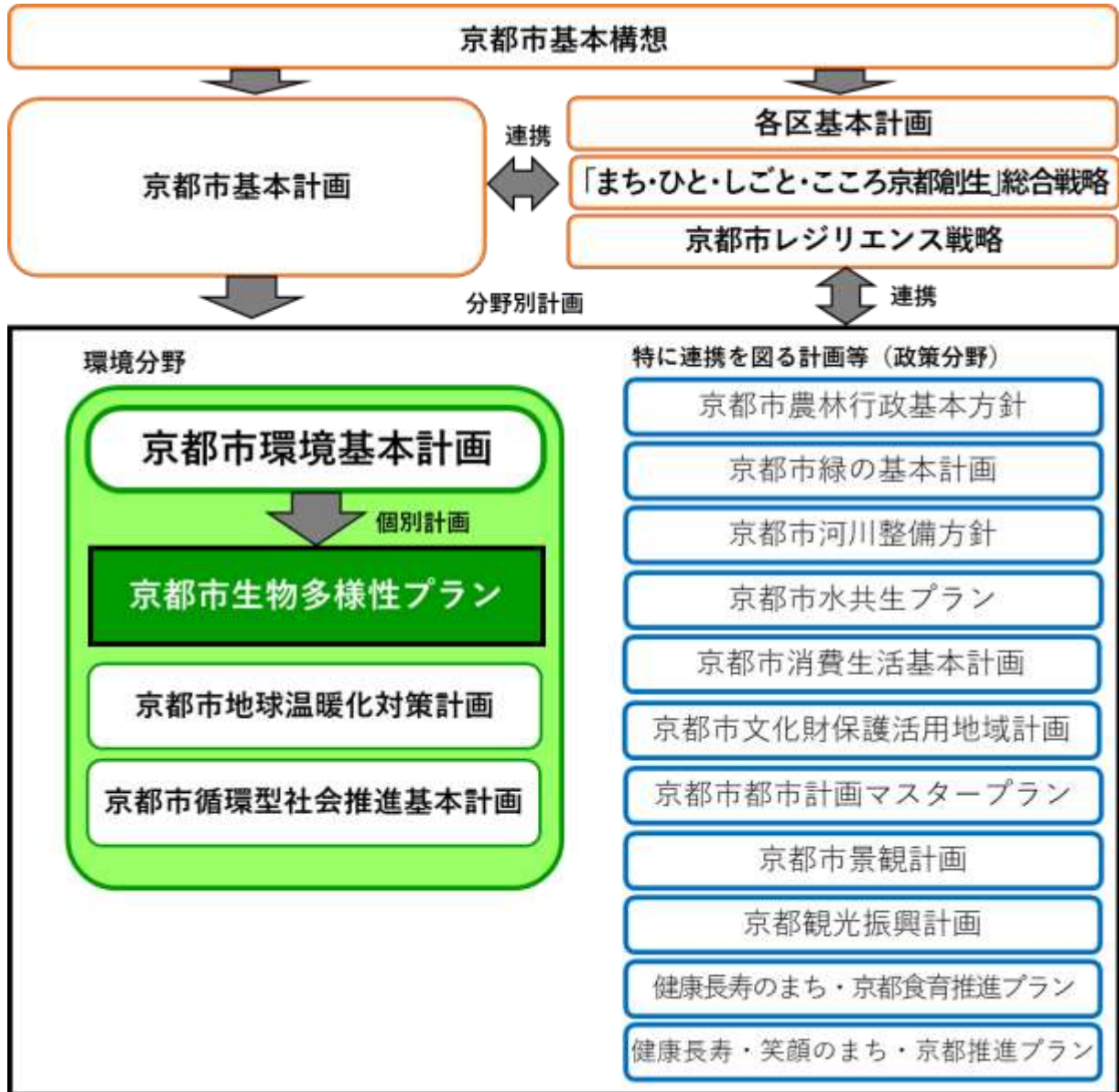
1.3 プランの位置付け

本プランは、生物多様性基本法第13条に基づく、本市域における「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」（生物多様性地域戦略）として策定します。

また、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化した「京都市基本計画」の分野別計画「京都市環境基本計画」の個別計画として位置付けます。

1.4 他分野の関連計画との関係

自然共生社会の実現だけでなく、SDGs の達成や脱炭素社会、レジリエント・シティの実現にも貢献するため、「京都市環境基本計画」の他の個別計画「京都市地球温暖化対策計画」及び「京都市循環型社会推進基本計画」等と一体的に進めるとともに、環境分野以外の他の計画とも連携させて政策を進めます。



1.5 計画期間

令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

第2章 京都市における生物多様性の重要性と課題

私たちは、自然や生きものから様々な恩恵を受けることで、生存し、社会経済活動を継続することができます。

生物多様性の損失は、社会経済活動の低下を招き、暮らしの豊かさや安心安全が失われることにつながります。

こうした認識を共有するため、生物多様性の重要性や現状・課題を改めて確認します。

2.1 生物多様性とは

生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」をいいます。

地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。

生物多様性には、こうした生きものの「種の多様性」に加え、生きものが棲む「生態系の多様性」、「遺伝子の多様性」という3つのレベルの多様性があります。

いろいろな「種」が集まって暮らしている環境のことを「生態系」といいます。例えば森でも、「川の近くにある森」、「街中にある森」、「山奥の森」など、様々なタイプの森があり、それぞれの「森」に棲んでいる「種」の組み合わせは異なるように、地球上には、様々な「生態系」が存在しています。

地球上に存在する全ての生きものは、大気、水、土壌なども含めて、それぞれ複雑に関係し合いながら、バランスを保ちつつ、生態系を構成しています。

また、同じ「種」、例えば「人」でも、一人ひとり体格等が異なっています。このような違いは「遺伝子」によってもたらされています。

このように、生きものは、一つひとつに個性があり、相互に支えあって生きています。



2.2 生物多様性の重要性

生態系は、ある一種の絶滅や急速な増加、自然の破壊等が起こると、バランスを崩し、多くの生きものの生存に影響を与えてしまうことがあります。人間も生態系の一員であり、生態系が健全でなくなると、その影響は人間にも及びます。

私たちの暮らしや事業活動は、生態系から受ける恵み（生態系サービス）によって支えられ成り立っています。

生態系サービスは、次の4つに分類することができます。

○基盤サービス

植物は、空気中の二酸化炭素を吸収し、動物や植物自身の生存に欠かせない酸素を作り出し、安定した気候を生み出しています。また、安定した気候は、雲の生成や雨を通じて、水の循環をもたらします。大気や水など、人間を含む全ての生命の生存に不可欠な物質の循環も、自然がもたらす恵みです。

○供給サービス

毎日食べている米や野菜、魚、肉、住居に使用される木材、衣類に使用される絹や羊毛、綿、麻は、農林水産業を通じて、森里川海の生態系から得られる自然の恵みです。また、私たちの健康を補助する医薬品や暮らしを豊かにする科学技術にも、生物の機能や形態が利用されています。

○調整サービス

森林が雨水を貯留し、水が少しずつ流れ出すことにより、洪水や土砂災害といった自然災害の発生が防止され、土壌の水質浄化機能により、安全で栄養豊かな水が供給されることで、私たちの暮らしの安心安全は保たれています。

また、地球上の主要農作物の75%以上、花をつける植物の約90%※は、昆虫や鳥などが花粉を運ぶことで受粉を手助けされており、様々な生きもののつながりが保たれているからこそ、私たちは、安定した食料供給を受け、美しい花々が咲く景観を楽しむことができます。

○文化サービス

豊かな自然は、京都の文化や景観、ひいては観光の基盤を成すとともに、私たちに安らぎや癒しを与え、ハイキングや森林浴などを通じて、身体の健康にも寄与しています。

生態系サービスは、多様な生きものが豊かな個性とつながりを持って地球上に生きている、すなわち、生物多様性があるからこそ、もたらされるものです。

つまり、生物多様性は、人間にとって有用な価値を持つ資本であるばかりでなく、心の安らぎや健康、豊かな文化の根源ともなる、極めて重要なもののなのです。

私たちが生存し、生態系サービスを将来にわたって享受していくためには、人間にとって有用な価値を持つ種や希少な種だけでなく、生態系全体を保全し、生態系の回復能力を超えない範囲で利用していくことが大切です。

また、生物多様性は、長い歴史の中で、人間を含む様々な生きものの関わり合いによってつくられた、かけがえのないものであり、それ自体にも大きな価値があるため、保全すべきものです。

2.3 京都市における生物多様性との関わり

緑豊かな山々や、鴨川や桂川をはじめとする清流の恵みを受けながら、鮮やかに季節が移ろう京都は、人と自然が一体となった自然観を有し、自然を尊重し、自然と共生する暮らしの中で多様な文化を形成してきました。

○食文化

本市は、消費地である都市部と生産地である農村部が近接し、食を通じた循環を作り出し、仏教思想とも相まって、「京野菜」をはじめ、野菜を中心とした食文化が育まれてきました。また、河川に生息しているアユやウナギなどの淡水魚も、京料理に欠かせない存在として用いられてきました。

自然と暮らしが調和する京都において、人々は、「いただきます」、「ごちそうさま」といった、自然や命、食に関わる人への感謝、食べ物を「もったいない」と思う気持ち、食材を無駄なく大切に使う「しまつの心」を大切にしてきました。

さらには、おもいやりとおもてなしの心で、器や床の間、美術工芸品、庭園などのしつらえと併せ、季節感を愉しみ、五感で食を味わってきました。

○茶道・華道

茶の湯や生け花は、漆器や陶磁器、木竹工芸品等の生産と相まって、季節感やおもてなしの心といったの精神文化を暮らしの中に浸透させていきました。二十四節気をはじめとする季節の移ろいを大切にする精神性のもとに育まれた和菓子は、茶の湯の発展とともに洗練を極め、旬の素材を使うだけでなく、意匠で季節を先取りして表現するものとなりました。

また、茶道や華道の道具や装飾品等に対する芸術も自然に由来しています。例えば着物の文様は、自然と深く関わり、季節感を大事にしてきた日本人の感覚、和の心が色濃く反映され、色や柄のなかに、四季の自然を様々に写しており、日本特有の表現が多く見られます。

○祭事・伝統行事

京都三大祭りの一つである祇園祭においては、「チマキザサ」が、厄除けとして授与される粽（ちまき）に使われています。

ほかにも、葵祭では、神と人を結ぶ神聖な植物として、「フタバアオイ」、「カツラ」が行列の装束や牛車などに使われており、「アカマツ」は五山の送り火の燃料に、「オケラ」は無病息災を願う「白朮（おけら）詣り」に、「コバノミツバツツジ」は鞍馬の火祭の松明に使用されています。

○景観

京都の山々は日本庭園の背景に取り入れる「借景」として利用されています。特に、東山や嵐山は景勝地として知られており、多くの観光客が訪れます。

また、川沿いの風情は、癒しの空間としても、人の心に豊かさを与えています。

○社寺の緑

糺の森や醍醐寺の森など、市街地にある社寺の緑は、身近な自然との触れ合いの場となるばかりでなく、生きもののすみかとして、生物多様性保全に資するとともに、京都ならではの自然環境を形作る重要な要素として、観光資源にもなっています。

このように京都の伝統、文化、産業、景観は、四季の変化に富んだ豊かな風土により育まれてきたものであり、生物多様性は「京都らしさ」を支える基盤となっています。

しかし、近年では、里地里山の手入れ不足などにより、かつて京都で当たり前に見られ、利用してきた生きものが減少し、他の地域からの供給に頼らざるを得ない例もあります。

京都において生物多様性が失われることは、同時に、京都が「京都らしさ」を失うことにもつながる由々しき問題でもあります。

2.4 京都市の自然環境の特徴

本市は、大阪平野に連なる盆地が南部に広がり、東山、北山、西山や鴨川、桂川、宇治川をはじめとする山々や河川が織りなす豊かな自然に恵まれています。

大都市でありながら、森林は市域の74%（約4分の3）を占め、ツキノワグマやニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどが生息し、河川や池沼、琵琶湖疏水の水路には、魚や水生昆虫などの生きものやそれを餌とする鳥が生息しています。

また、地域によって気候風土が異なる京都では、古くから多種多様な農産物が生産されてきました。とりわけ、京北地域、嵯峨野、大原、大原野、宕陰などでは、農業が盛んに行われ、美しい田園風景が広がっています。農地は、メダカやカエル、チョウなど様々な生きものにすみかを提供しており、それらを餌とする鳥が飛来します。

さらに、市街地の中に散りばめられたように存在している社寺林や庭園、町家、民家の庭も、渡り鳥や希少な在来植物等、生きもののすみかとして欠かせない場所です。

こうした自然環境が本市の生物多様性を支える礎となっています。



2.5 京都市におけるこれまでの取組

本市では、京都の暮らしや文化を支える生物多様性の保全・再生を目指して、平成26年3月に「京都市生物多様性プラン」を策定し、生きものの保全・再生に向け活動する団体の認定制度や自然観察会、SNS等を活用した生物多様性に関する情報の発信など、様々な施策を推進してきました。

(1) 生きものの生息環境の保全

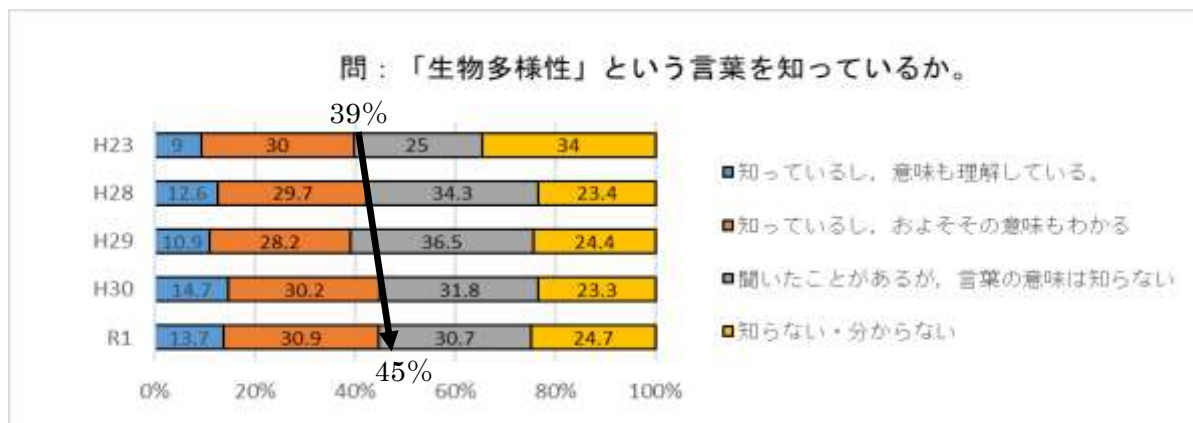
京都ならではの自然環境や伝統文化を後世に受け継ぐため、祭事や文化を支えてきた生きものの保全・再生のための取組を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を創設しました。認定企業・団体は200以上に拡大し、絶滅の危機に瀕していたフジバカマやフタバアオイ等の復元が図られました。



(2) 生物多様性の保全を理解し行動する市民の応援 ～人づくり～

生物多様性の大切さを発信するため、「親子生きもの探偵団」、「自然と出会うまち歩き」等の自然観察会や、セミナーの開催等、あらゆる機会を捉え、環境教育や普及啓発を実施してきました。

また、「京都生きもの100選」の選定や生物多様性と文化の関わりをまとめた「京都の社寺と生物多様性」、本市内で見られる生きものの名前や特徴を紹介する「京の生きもの発見ガイド」等の冊子の配布を通じて、四季折々に見られる身近な自然に関する情報を発信してきました。これらの取組により、生物多様性の認知度が向上しました。



(3) 活動を促す仕組みとネットワークの構築 ～ネットワーク作り～

京都の歴史や伝統文化を育んできた生物多様性に関する情報を発信し、生物多様性保全活動と市民、活動団体、事業者など多様な主体をつなぐ場として、「京・生きものミュージアム」を開設するとともに、SNSによる積極的な情報発信を行ってきました。

2.6 京都市の生物多様性の課題

「京都市生物多様性プラン」（平成 26 年策定）に基づき、取組を進めてきた結果、市民の生物多様性に関する認知度が向上しつつあるなど、生態系等の保全や生物多様性の理解と普及を一定進めることができました。

しかし、依然として次のような課題が残されており、市域における生物多様性を十分に保全・回復するには至っていません。

(1) 「京都らしさ」を支える生物資源の減少

祇園祭で厄除けとして授与される粽（ちまき）やお菓子の麩まんじゅう、京料理の敷き笹などに使用されるチマキザサは、近年、増えすぎたニホンジカの食害等により、本市域で絶滅の危機に瀕しています。また、葵祭の行列の装束や牛車に飾られるフタバアオイは、かつては身近な林で比較的容易に採集できましたが、近年では生育数の減少により、自生している数だけでは賄うことができなくなっています。

そのほか、八坂神社の白朮（おけら）詣りに使用されるオケラ、五山の送り火に使用されるアカマツ、鞍馬の火祭に使用されるコバノミツバツツジなど、様々な生物資源が、里地里山の手入れ不足等により減少しています。



チマキザサ



フタバアオイ



オケラ



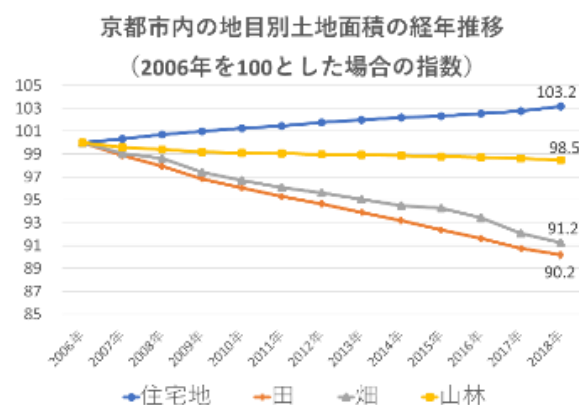
コバノミツバツツジ

(2) 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

里地里山は、森林、農地、ため池、草原など、長い時間をかけて人々が自然と寄り添いながらつくりあげてきた様々な自然環境を有しています。里地里山は、人間活動によって維持されたからこそ、多様な生きものの生息・生育地となっており、さらには、人と野生生物の住む地域を隔てる緩衝帯（バッファゾーン）としての役割も果たしています。

しかし、近年、建築材等への森林資源の利用減少や林業の担い手不足に伴い、森林の荒廃が進んでおり、生物の生息・生育環境としての質の低下や、貯水機能の低下による土砂くずれの発生などが懸念されています。

また、農地等の宅地化等に伴う、里地里山の生きものの減少、さらには、狩猟者の減少・高齢化等に伴う、シカの食害の増加による植生の急激な衰退などが問題となっています。



(3) 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の危機

京都は、京都御苑、宝ヶ池公園、社寺の緑などのまとまった緑地や、鴨川、桂川、宇治川をはじめとする多くの河川があることで、市街地にも生きもののすみかとなる重要な自然が残されています。

また、全国で唯一、生物群集として天然記念物に指定されている深泥池や環境省の「重要里地里山」に選定されている大原野森林公園、「日本の重要湿地 500」に選定されている八丁平など、学術的にも価値が高い貴重な自然環境を有しています。

しかし、これらの生きものの生息・生育地では、緑地や水辺の消失・縮小・分断、シカの食害、外来生物の増加、気候変動等により、生態系のバランスを崩しかねない状況にあります。



京都御苑



宝ヶ池公園

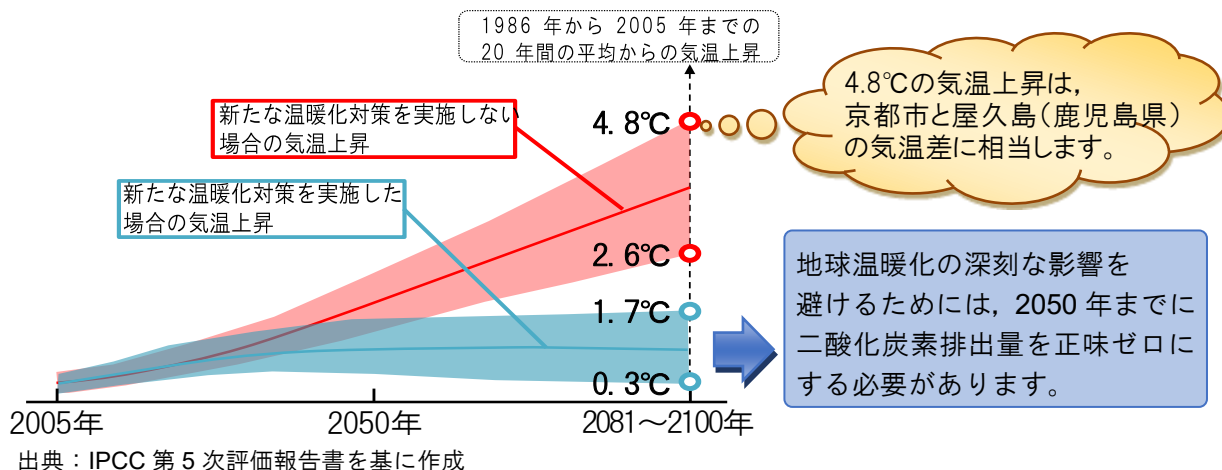


深泥池

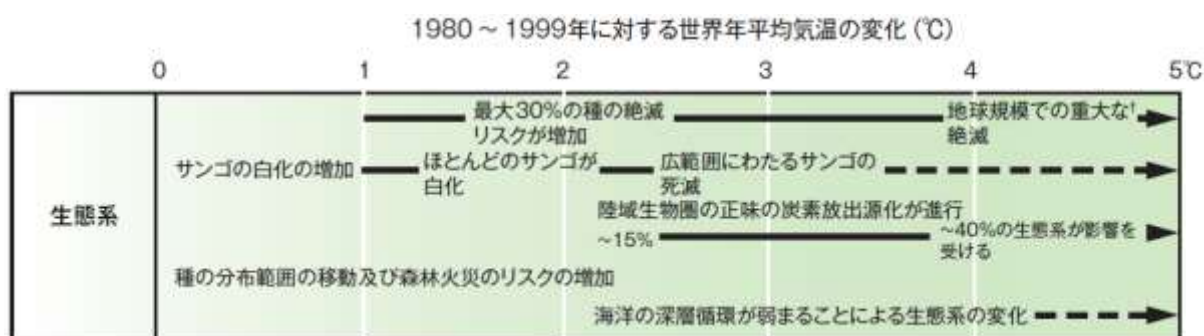
(4) 地球温暖化の進行

世界的に地球温暖化は進行しており、猛暑や集中豪雨など、気候変動による被害が顕在化・甚大化しています。このままでは 2100 年には世界の平均気温が 2.6～4.8℃ 上昇し、更に影響が深刻となる可能性が高いとされています。

地球温暖化が進むことにより、地球上の多く動植物の絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されており、生物多様性保全の観点からも、地球温暖化の防止が求められます。



世界平均気温の変化に伴う影響の事例



出典：IPCC 第 4 次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約（環境省）

(5) プラスチックごみによる生態系への影響

プラスチックごみは、生きものが餌と間違えて飲み込んだり、体に引っかかって動けなくなるなど、生態系にも影響を与えています。

また、近年では、マイクロプラスチック*が有害な化学物質を吸着し、生きものの体内に取り込まれること等により、生態系に影響を与えることも懸念されています。

※ マイクロプラスチックとは、一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類を指し、プラスチックごみが波や紫外線等の影響で細くなることや、洗顔料や歯磨き粉へのスクラブ剤としての使用、合成繊維の衣料の洗濯等により環境中に排出されている。

2.7 生物多様性をめぐる国内外の動向

(1) これまでの動向

1992 年に開催された地球サミットで、「気候変動枠組条約」とともに「生物多様性条約（以下「条約」という。）」が採択されました。我が国は 1993 年に条約に署名し、1995 年に最初の「生物多様性国家戦略」を策定、2008 年に「生物多様性基本法」を制定しました。

また、2010 年には、「生物多様性条約第 10 回締結国会議（COP10）」が名古屋市で開催され、2020 年までに生物多様性の損失を食い止めるための効果的かつ緊急な行動をとる国際的な戦略計画として「戦略計画 2011-2020」が策定され、その中で、「愛知目標」が採択されました。

(2) 生物多様性の現状

現代は、生命が地球に誕生して以降、6 度目の大量絶滅時代とも言われており、この大絶滅は、過去のものと比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響だと考えられています。

しかし、2020 年 9 月に公表された「愛知目標」の達成状況の評価では、完全に達成された目標はなく、生物多様性の損失をほとんど食い止められていないことが分かりました。

また、2020 年 7 月に国際自然保護連合（IUCN）が公表した「レッドリスト」（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）では、調査した約 12 万種のうち、3 万 2411 種の生物に絶滅の危惧があるとされ、日本人に身近な食材でもあるウナギやマツタケなども、絶滅危惧種に指定されました。

＜IPBES※評価報告書で示された世界の生物多様性の主な状況＞

- 生物の多様性と生態系が人類にもたらす機能やサービスは世界的に劣化しており、劣化の進行は加速し続けている。
- 世界で 100 万種の動植物が絶滅の危機
- 絶滅の速度は過去 1000 万年の平均と比べ数十～数百倍
- 2000 年までの 20 年間に、農地開発などで熱帯林が 1 億 ha 消失

こうした事実は、生物多様性が危機的状況にあり、このままでは社会生活が成立しなくなる可能性があることを示しており、緊急に対策を取る必要があるとされています。

※ IPBES とは、「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム」のことで、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と各国政策のつながりを強化するための政府間組織である。

(3) 今後の動き

世界は愛知目標の未達成を受けて、次の 2030 年までの目標（ポスト愛知目標）では、気候危機に並んで生物多様性の損失の流れを逆転させることを重要な国際目標にしようと議論が進められています。

目標を決定する生物多様性条約第 15 回締結国会議（COP15）は新型コロナウイルス感染拡大の影響で 2021 年 5 月に延期されており、これらの進捗については、十分に注視していく必要があります。

2.8 課題解決に向けた視点

今後の課題解決に向けては、生きものの生息・生育地を守るため、「生物多様性の保全・回復」に取り組むことは当然のことながら、近年、「京都らしさ」を支える生物資源の減少や里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下が進んでいることから、「生物多様性の持続可能な利用」に重点を置いた取組が必要です。

また、これまでの取組により、本市において、一人ひとりの生物多様性についての認識が徐々に広まってきてはいるものの、この危機的な状況を好転させるためには、今後、あらゆる主体が生物多様性の重要性を十分に認識し、「自分ごと」として行動していくことが強く求められます。

そのため、生物多様性に配慮した消費や自然を身近に感じる暮らしなど、一人ひとりの「ライフスタイルの転換」を図るとともに、社会そのものを生物多様性に配慮したものとする、「社会変革に向けた仕組みの構築」に取り組む必要があります。

このことから、本プランでは、①「生物多様性の持続可能な利用」、②「生物多様性の保全・回復」、③「ライフスタイルの転換」、④「社会変革に向けた仕組みの構築」の4つの視点で取組を進めていきます。

第3章 2050年のあるべき姿

3.1 2050年のあるべき姿

生物多様性の取組は、生態系の保全・回復、人の意識や行動の変化など、結果が現れるまで時間を要することから、長期的な視点を持って、進めていく必要があります。

本市は、パリ協定が目指す今世紀後半の脱炭素化の実現に向け、平成29(2017)年12月に京都議定書誕生20周年を記念する会議を開催し、世界18ヵ国・地域の方々の参加の下、「2050年の世界の都市のあるべき姿」を提起し、「持続可能な都市文明の構築」を自ら目指すとともに世界の都市にも求めていくことを宣言しています。(京都宣言)

また、「京都市地球温暖化対策条例」や「京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)(案)」が2050年を見据えていることも踏まえ、本プランでは、京都宣言に掲げる「自然との共生の実現」を生物多様性保全の視点から具体的に示すものとして、次のとおり、「2050年のあるべき姿」を掲げます。

**自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、
京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」**

持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言（抜粋）

＜2050年の世界の都市のあるべき姿＞

- ・ 生命の源であり炭素吸収源でもある自然との共生が実現している。
- ・ ものを大切にする「もったいない」、「しまつ」の精神などに基づく生活文化の再構築により、市民の価値観やライフスタイルの転換が進んでいる。
- ・ 環境教育・学習の促進により、さまざまな問題を自分自身の問題として捉え、自ら行動し、持続可能社会を構築する「担い手」が育成されている。
- ・ 脱炭素化に貢献する技術革新と同時に、気候変動による影響への適応策が十分に進んでいる。
- ・ 廃棄物に含まれる有用金属等を再資源化する「都市鉱山」の活用などにより、循環型社会が構築されている。
- ・ 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用が飛躍的に拡大し、都市によるエネルギー自治が実現している。
- ・ 都市交通システムの高度化により、環境負荷の低減と利便性の向上が両立している。
- ・ 持続可能な社会の実現に向けた取組が貧困や格差などの社会問題の平和的解決に貢献している。

3.2 2050 年までに達成すべきこと

「2050 年のあるべき姿」の実現に向けて、第 2 章「2.7 課題解決に向けた視点」で示した、①「生物多様性の持続可能な利用」、②「生物多様性の保全・回復」、③「ライフスタイルの転換」、④「社会変革に向けた仕組みの構築」の 4 つの視点ごとに、「2050 年までに達成すべきこと」を掲げます。

視点 1 生物多様性の持続可能な利用

2050 年までに達成すべきこと

- ・ 文化や生活を継続するために必要な生態系サービスが回復し、自然のバランスを保ちつつ、持続的に利用されている。
- ・ 地球温暖化への適応や防災・減災等の様々な社会的課題に対し、自然が持つ機能を十分に活用する。

視点 2 生物多様性の保全・回復

2050 年までに達成すべきこと

- ・ 人為的な原因により生態系・種・遺伝子の多様性の損失が一切行われない状況になっている。
- ・ 世界の平均気温の上昇を 1.5℃以下に抑え、地球温暖化による生物多様性への影響を最小限に回避する。

視点 3 ライフスタイルの転換

2050 年までに達成すべきこと

- ・ 一人ひとりが自然を身近に感じ、生物多様性の問題を「自分ごと」として認識する。
- ・ 一人ひとりが生物多様性の持続的な利用と保全・回復のために行動・選択している。

視点 4 社会変革に向けた仕組みの構築

2050 年までに達成すべきこと

- ・ 社会経済活動において、生物多様性の持続的な利用と保全・回復が組み込まれている。
- ・ 各主体がそれぞれの立場で生物多様性保全の担い手として活躍している。

第4章 2030年度までの目標と施策

4.1 2030年度までの目標

本プランの計画期間である「2030年度までの目標」については、「2050年までに達成すべきこと」を念頭に設定します。

そのため、「2030年度までの目標」は、「2050年までに達成すべきこと」の4つ（①生物多様性の持続可能な利用，②生物多様性の保全・回復，③ライフスタイルの転換，④社会変革に向けた仕組みの構築）を踏まえたものとします。

また、目標の到達点を明確にするため、17の「達成項目」を設定します。

（目標1）京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

達成項目

- ① 京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ② 自然が持つ多様な機能を活用して、都市のレジリエンスの向上を図る。
- ③ 生物多様性を活用した持続可能な観光を促進する。

（目標2）生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

達成項目

- ① 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ② 里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③ 種の絶滅を食い止める。
- ④ 生態系や人の健康，農林業に被害を及ぼす外来生物の拡大を防止するとともに、新たな定着を阻止する。
- ⑤ 海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを削減する。
- ⑥ 地球温暖化を緩和する。（温室効果ガス排出量2013年度比40%以上削減）

（目標3）生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。
- ② 一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている。
- ③ 一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ④ 一人ひとりが生物多様性のために行動している。

（目標4）社会変革に向けた仕組みを構築する

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ② 生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③ 生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④ 生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

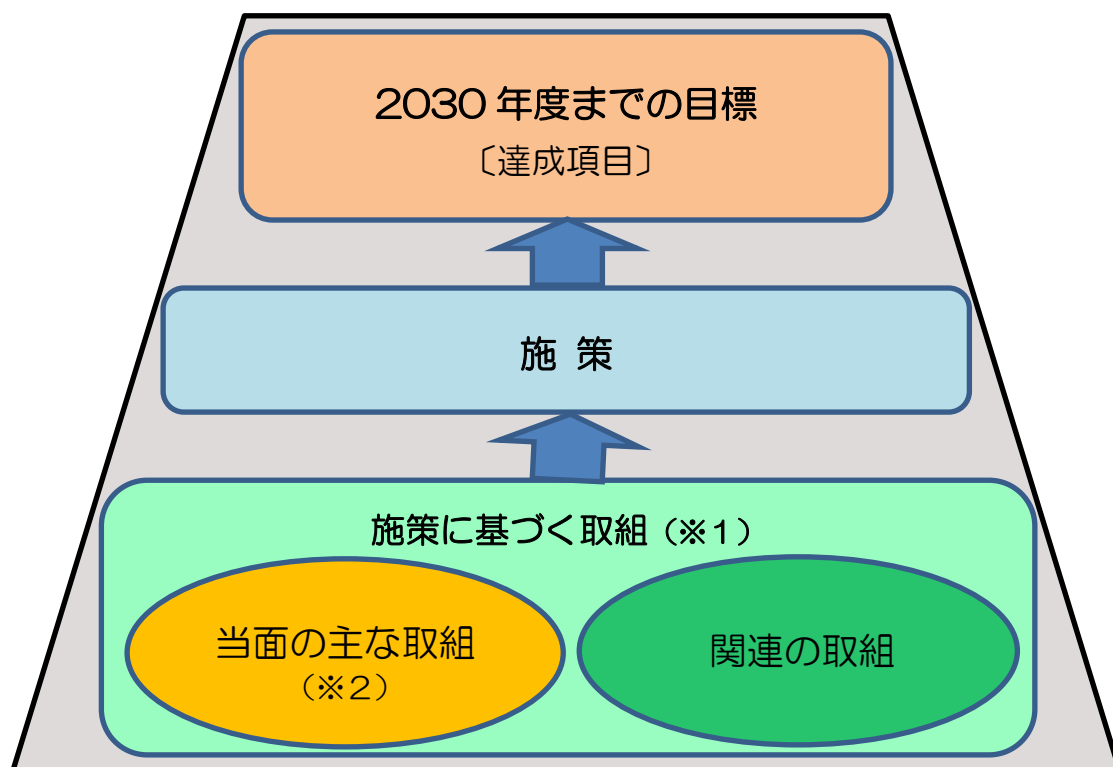
4.2 2030 年度までの施策及び取組

「2030 年度までの目標」を達成するため、「達成項目」の実現に向けた取組の方向性を「施策」として示します。

各施策の推進に向けては、既存の「関連の取組」を適宜、融合し展開します。加えて、早急に取り組むべき、また充実すべき取組について、「当面の主な取組」として、次ページ以降に示します。

なお、施策に基づく取組は、随時、取組の検討・見直しや追加を行い、プランのブラッシュアップを図っていきます。

目標と施策・取組との関係



※1 本プランでは「当面の主な取組」のみ掲載（P. 20～28）し、各部局で実施される「関連の取組」については、進行管理の中で、毎年把握するものとする。

※2 当面の主な取組は、計画期間初期において取り組むものとする。

目標1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

達成項目

- ①京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ②自然が持つ多様な機能を活用して、都市のレジリエンスの向上を図る。
- ③生物多様性を活用した持続可能な観光を促進する。

祇園祭の粽（ちまき）に使用されるチマキザサや葵祭に欠かせないフタバアオイ等の生物資源の減少が課題となっていることから、京都の文化を支える生物資源の持続的な利用に取り組みます。

また、生物多様性の恵みを最大限に活かし、災害の防止や美しい景観の創出など、都市のレジリエンスの向上に資する緑と水辺を整備するとともに、京都の豊かな自然環境や自然と共生する生活文化を新たな観光資源としたエコツーリズム等を通じて、その価値や大切さを発信します。

〔施策〕

(1) 文化を支える生物資源の持続可能な利用〔達成項目①〕

京都の文化を支える生物資源を持続可能な形で利用することができるよう、現状を把握し、個体数の確保や生息・生育地の保全・回復を図ります。また、文化への利用の場面を通して保全の必要性を発信することで、取組の輪を広げ、「京都らしさ」の継承・発展につなげます。

■当面の主な取組

（京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度の拡充）

チマキザサやフタバアオイ等、京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生のための取組を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」について、活動内容（目的、取組内容、利用方法等）を提示するなど、容易に取り組めるものとします。また、認定の対象を現在の企業等の団体だけでなく、個人や地域にも拡充します。

〔施策〕

(2) 自然の持つ機能を活かした緑と水辺の整備〔達成項目②〕

公園や庭園、河川等における身近な自然との触れ合いの場の確保、さらには、生きものの生息・生育地の確保や生態系ネットワークの形成のため、生物多様性に配慮した市街地の緑化や多自然川づくり*を推進します。

また、自然が持つ機能を活用することで、自然災害の防災・減災、地球温暖化への適応等の課題解決に貢献する「グリーンインフラ」の整備を推進します。

※ 多自然川づくりとは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。

■当面の主な取組

（生態系の防災・減災への活用）

雨庭の整備や森林の適切な管理等により、自然環境が有する多様機能（水源涵養機能等）を積極的に活用し、防災・減災につなげます。

〔施策〕

(3) サステナブルツーリズムの推進〔達成項目③〕

生物多様性の価値や大切さを発信するため、本市が有する豊かな自然環境、自然と共生する暮らしや文化を観光資源としたエコツーリズムや農山漁村に滞在し農林業等の体験を行うグリーンツーリズム、森林空間を利用したレクリエーションの取組を推進します。これにより、生物多様性の保全活動への参加・支援、健康長寿やメンタルヘルスの向上、観光の分散化にもつなげます。

また、「環境先進都市・京都」として、マイバッグやマイボトルの持参、アメニティグッズの削減、地産地消等の取組を促進することで、環境に配慮した観光を広げます。

■当面の主な取組

(エコツーリズムの推進)

生物多様性を身近に感じる機会を創出するとともに、多様な京都のエリアの魅力を創造、発信するため、京都一周トレイルの紹介、保全体験、農業体験を取り入れた京都観光や回復させた竹林景観を対象とした観光の提案など、京都の自然を活用したエコツーリズムを推進します。

(環境負荷の低減に資する観光の促進)

マイバッグの携帯、マイボトルの持参、アメニティの削減等の取組の促進により、環境に配慮した観光を促進します。

目標２ 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

達成項目

- ①多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ②里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③種の絶滅を食い止める。
- ④生態系や人の健康，農林業に被害を及ぼす外来生物の拡大を防止するとともに，新たな定着を阻止する。
- ⑤海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを削減する。
- ⑥地球温暖化を緩和する。（温室効果ガス排出量 2013 年度比 40 %以上削減）

生きものの重要な生息・生育地の危機的な状況や里地里山の荒廃，希少種の減少が課題となっていることから，生物多様性の保全上重要と考えられる地域や里地里山の生態系を保全・回復するとともに，希少種の減少や絶滅を回避します。

また，生物多様性が失われる要因として，外来生物や海洋の生態系に影響を及ぼす可能性のある河川のプラスチックごみ，地球温暖化の進行が問題となっていることから，これらへの対策を行います。

〔施策〕

(1) 重点保全地域における保全強化〔達成項目①〕

深泥池や八丁平，大原野森林公園等，本市の生物多様性保全上重要な地域を「重点保全地域」とし，モニタリング結果等を収集することで，重点保全地域の生物多様性の状況の把握に努めます。

また，重点保全地域において，生物多様性の損失が認められる場合は，保全・回復のための支援を行います。

■当面の主な取組

（深泥池，八丁平，大原野森林公園等の保全管理）

深泥池，八丁平，大原野森林公園等を重点保全地域とし，既存法令の活用等により保全対策を強化します。

〔施策〕

(2) 里地里山の保全・回復〔達成項目②〕

生物多様性の保全・回復を含む，森林・農地の多面的機能※が発揮されるよう，間伐の促進や森林病虫害への対応，市内産木材の利用促進により，健全な森づくりを推進します。また，環境保全型農業（有機農業，減農薬栽培等）や地産地消など，環境に配慮した農作物の生産・消費を推進します。

さらに，シカ，イノシシ等の野生鳥獣について，侵入防止のための防護柵の設置や適切な捕獲を実施することで，食害等による生態系被害対策を講じます。

※ 食料や森林資源の供給，雨水の涵養による洪水の防止，土砂災害の防止，地球温暖化の防止，風致景観の保全など

■当面の主な取組

(シカの食害による生態系被害の防止)

里山の生態系被害を防止するため、農林業被害対策との連携を図り、防鹿柵の設置を拡大します。

(竹林の適切な管理)

放置竹林について、地域やNPOと連携し、タケノコや竹材の利用を高めることにより需要を喚起するなど経済を循環させ、竹林の適切な管理を促進します。また、健全な竹林景観を回復させることにより、新たな観光資源として、京都観光の分散化を目指します。

〔施策〕

(3) 希少種の保全・回復〔達成項目③〕

希少種については、本来の生息・生育地の保全・回復を図るとともに、必要に応じて、遺伝的多様性に配慮しつつ、安全な施設等で生きものを保護し、育て、増やす「生息域外保全」の取組を進め、最終的には、増やした生きものを生息地に戻す「野生復帰」を目指すことで、絶滅を食い止めます。

また、そのための希少種の保全体制の構築に向けた検討を進めます。

■当面の主な取組

(希少種の域外・域内保全の推進)

フタバアオイやキクタニギク等の希少種を生息域外で保全するとともに、生息地への再導入を進めることで、生態系の回復を図ります。

また、京都市動物園において、アジアゾウ等の国際的な希少種の域外保全を進めるとともに、国の天然記念物で国内希少野生動植物種のツシマヤマネコや京都府の絶滅寸前種であるイチモンジタナゴ等、国内希少種の域外・域内保全を推進します。

〔施策〕

(4) 外来生物対策〔達成項目④〕

特定外来生物について、「外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）」に基づき、定着・拡大を防止します。また、被害状況や定着段階を踏まえた防除を実施することで、調和ある生態系を保全するとともに、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の防止を図ります。

また、特定外来生物の生息状況や被害状況等の情報の収集を進めることで、対策の必要性や優先度の検討に活用します。

■当面の主な取組

(特定外来生物の防除・定着防止の推進)

既に定着しているアライグマ、アルゼンチンアリ等の特定外来生物の駆除を行います。また、ヒアリ等の新たな特定外来生物の定着防止を図ります。

〔施策〕

(5) プラスチックごみへの対策〔達成項目⑤〕

河川における清掃活動や生物多様性に配慮されたプラスチック代替品への転換を促進することで、プラスチックごみによる生態系への影響を低減します。また、河川におけるマイクロプラスチックの調査を実施することで、汚染状況を把握します。

■当面の主な取組

(バイオマス資源を利用したプラスチック代替製品の利用促進)

バイオマス資源を利用したプラスチック代替製品を利用促進することで、プラスチックごみの削減を図ります。

(河川におけるマイクロプラスチック調査)

大学と連携し、河川のマイクロプラスチック調査を実施します。また、調査結果を活用し、プラスチックの使用削減や海洋汚染防止の普及啓発を行います。

〔施策〕

(6) 地球温暖化に対する緩和策と適応策の推進〔達成項目⑥〕

「京都市地球温暖化対策計画」と連携して施策を展開し、生物多様性保全と地球温暖化対策のシナジー（相乗効果）の拡大とトレードオフ（二律背反）の抑制を図ります。

目標3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

達成項目

- ①生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。
- ②一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らしている。
- ③一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ④一人ひとりが生物多様性のために行動している。

生物多様性の持続可能な利用と保全・回復を促進するためには、市民、事業者等の行動の促進が必要です。このことから、誰もが関わる消費の面において、生物多様性への配慮を促進するとともに、一人ひとりが自然を身近に感じ、生物多様性のために行動できるよう、自然とのふれあいや学習の機会の充実に取り組み、ライフスタイルの転換を図ります。

〔施策〕

(1) エシカル消費の推進〔達成項目①〕

生物多様性に配慮した製品・サービスが優先的に選択されるよう、販売・消費促進のための仕組みづくりや情報発信を行うとともに、食品ロスの削減や環境ラベルの普及・周知のための取組を行うことで、エシカル消費の推進を図ります。

■当面の主な取組

(生物多様性に配慮した製品・サービスの消費促進)

エシカル消費を通じて世界や地域の生物多様性の保全の輪を広げるため、地産地消やエコラベル等、生物多様性に配慮された製品等の普及を図ります。

〔施策〕

(2) 自然とのふれあいや学習の機会の充実〔達成項目②③④〕

自然観察会や自然と共生する文化や暮らし方の発信を促進することで、自然を身近に感じるライフスタイルへの転換を図ります。

また、ライフステージに応じて、環境学習の推進や生物多様性の持続可能な利用の観点からの啓発を実施するとともに、研修等を通じて指導者の育成に取り組むことで、生物多様性とのつながりを認識し、行動する担い手づくりを促進します。

■当面の主な取組

(「京都生きもの検定」の実施に向けた検討)

身近な生きものや暮らしのつながりへの理解を広げるための取組を進めるために、生物多様性に関心を持つきっかけとして、楽しみながら学べる「京都生きもの検定(仮)」を創設します。

(暮らしの中で自然を身近に感じるライフスタイルの提案)

SNSやイベント等を通じて、生け花や町家の工夫等、自然と共生する文化や暮らしを提案し、あらゆる人が自然を身近に感じられるようにします。

〔施策〕

(3) 生物多様性の学びの拠点の充実〔達成項目②③④〕

「きょうと☆いのちかがやく博物館」（京都市動物園，京都府立植物園，京都水族館及び京都市青少年科学センター）や環境学習施設（京エコロジーセンター，さすてな京都），自然体験施設等を生物多様性の啓発拠点とすることで，生物多様性に関する学びの提供や情報発信の強化を図ります。

■当面の主な取組

（生物多様性に関連する学びの拠点の連携強化）

生物多様性に関する情報の発信力や学びの質を向上させるため，4園館に加え，京エコロジーセンター，さすてな京都，自然体験施設等を学びの拠点とし，相互の連携を図ります。

目標4 社会変革に向けた仕組みを構築する

達成項目

- ①生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ②生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

個人や各主体による生物多様性のための行動を促進するためには、活動資金や担い手の確保、知見の不足を解消する必要があります。このことから、生物多様性に配慮した経済活動や保全活動への支援、公共施設や公共事業における生物多様性への配慮、生物多様性に関する情報の集約・発信力の強化、知見の集積などの取組を充実し、社会変革に向けた仕組みを構築します。

〔施策〕

(1) 生物多様性に配慮した企業活動の促進〔達成項目①〕

事業者の生物多様性に配慮したサプライチェーン（調達から販売に至る一連の過程）の取組、環境マネジメントシステムや生物多様性に配慮した企業活動に係る認証の取得、CSR活動の実施等を促進するための仕組みづくりにより、事業者の「生物多様性の保全と持続可能な利用」のための行動の促進を図ります。

■当面の主な取組

（企業による生物多様性に関する取組を促進する仕組みづくり）

企業による生物多様性保全の取組を認定・支援し、生物多様性に配慮した経済活動の推進を図ります。

〔施策〕

(2) 公共施設・事業における配慮〔達成項目①〕

公共施設における土地利用や公共調達の在り方を点検し、生物多様性に配慮したものとなるよう、取組を進めます。

■当面の主な取組

（公共施設における生物多様性保全を取り入れた施策の推進）

生物多様性に配慮した施設や建築物の普及を図るため、率先実行として「京都市公共建築物低炭素仕様」に生物多様性への配慮事項を加えます。

〔施策〕

(3) 生物多様性保全のネットワーク形成〔達成項目②〕

保全活動と市民・事業者等をつなぐことや資金調達の仕組みづくりにより、保全活動における担い手や資金の確保を図り、市民、事業者、活動団体等の各主体による「生物多様性の保全と持続可能な利用」のための行動の促進を図ります。

■当面の主な取組

(生物多様性保全の担い手宣言制度の創設)

生物多様性保全のために行動する人（担い手）を増やすため、様々な主体が取り組める行動例を示し、できる取組を宣言してもらう「生物多様性保全の担い手宣言制度（仮）」を創設します。宣言者には、メールマガジン等を通じて宣言内容に応じた情報提供や行動提示など、継続的に行動を促します。

〔施策〕

(4) 情報の集約・発信〔達成項目③〕

ホームページやSNS等において、本市における生物多様性の利用と保全・回復の取組や保全活動の実施状況等の情報を集約・発信することで、生物多様性の理解や行動に必要な情報を誰もが手軽に入手できるようにします。

■当面の主な取組

(ICTを活用した保全活動の情報収集・発信の強化)

あらゆる主体が生物多様性の重要性を認識し、「自分ごと」として行動するための様々な取組とあらゆる主体とをつなぐ役割を果たせるよう、ポータルサイト「京・生きものミュージアム」をリニューアルし、情報の集約と発信の強化を図ります。

〔施策〕

(5) 知見の集積〔達成項目④〕

大学や活動団体等との連携により、本市の生物多様性の現状や京都の伝統、文化、産業、景観等を支える生物多様性に関する情報、自然と共生する文化・暮らしなど、京都の生物多様性に関する知見を集積し、生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に活用します。

なお、知見の集積の在り方については、適宜見直し、検討を行います。

■当面の主な取組

(京都の自然環境調査の実施)

京都らしさ（伝統、文化、産業、景観等）を支える生物資源の現状をはじめ、京都の自然環境の現況について、調査を実施します。

(市民調査の実施（京の生きもの生息調査等）)

市民の協力のもと、自然環境の現状を把握するための調査を実施します。

4.3 推進プロジェクト

「2030 年度までの目標」の達成に向けては、施策に基づく個々の取組を着実に進めることに加え、市内連携をはじめ、関連する取組を一体的に進め、相乗効果を図る「推進プロジェクト」を掲げます。

「推進プロジェクト」は、本市の自然環境の特性を踏まえた「森」、「里」、「街・川」の3つのフィールドに加え、本市の都市特性を踏まえた「京都らしさ」（伝統、文化、産業、景観等）の継承の観点から、生物多様性の課題の解決をテーマに進めます。



推進プロジェクトでは、現場での「生物多様性の持続可能な利用」（目標1）、「生物多様性の保全・回復」（目標2）の取組だけでなく、「ライフスタイルの転換」（目標3）や「社会変革に向けた仕組みの構築」（目標4）といった、各主体の参画を下支えする取組と一体的に推進します。また、誰もが「自分ごと」として生物多様性のための行動を起こすきっかけとなるよう、多様な主体を巻き込んで取り組みます。

また、推進プロジェクトは、計画期間中の10年間で、課題整理等の現状の把握を行い、モデル地域での実践等の具体化を進め、実施主体や地域の拡大を図るなど、段階的に取組を進化させます。

(1) 恵み豊かな森づくりプロジェクト

森林は、多様な生きものの生息場所であるとともに、土砂災害の防止や良質な水を育む涵養機能など、私たちの安心安全な暮らしに欠かせないものであることから、森林資源を持続的に利用し、シカ等の食害への対策を進めることで、劣化した森林植生を再生し、森林環境の回復を目指します。

(2) 食と農業プロジェクト

農地は、生きものの重要な生息地であるだけでなく、美しい景観や防災・減災機能など、私たちの生活に様々な恵みをもたらすものであることから、環境に配慮した農産物の生産・消費を促進することで、生物多様性保全機能をはじめとした、多面的機能が発揮される持続可能な農業の推進を目指します。

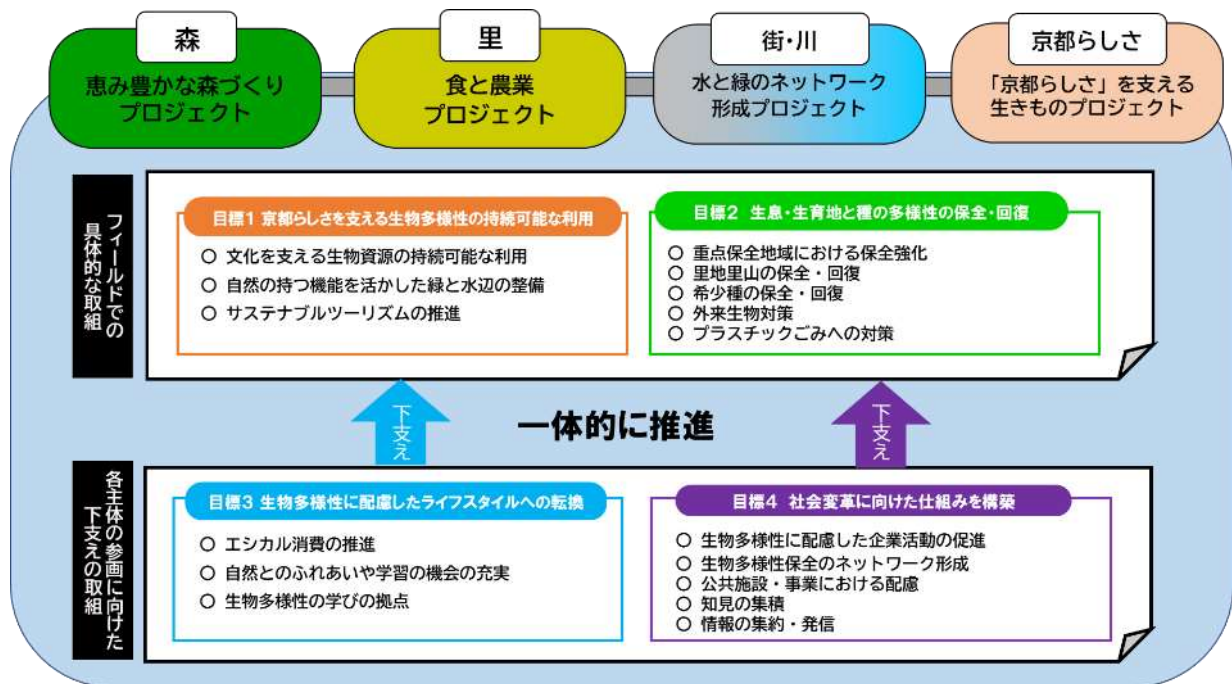
(3) 水と緑のネットワーク形成プロジェクト

市街地の緑地や河川は、それぞれに豊かな生態系を形成するとともに、森や里の動物の移動を助け、市域全体の生物多様性を支えていることから、市街地の緑化や生物多様性に配慮した川づくりを推進することで、水辺と緑地の連続性を確保し、生態系ネットワークが確保されたまちづくりを目指します。

(4) 「京都らしさ」を支える生きもののプロジェクト

京都の伝統や文化、産業、景観等は、多様な生きものの存在によって成立していることから、産業をはじめとする「京都らしさ」の継承に必要な生物資源を特定し、保全・回復の取組を講じることで、生物資源の持続可能な利用を目指します。

推進プロジェクト（イメージ）



第5章 評価方法

生物多様性の状態を端的に表す指標はなく、統計値や事業実績などの個々の増減のみの評価はなじみません。このことから、本プランの評価に当たっては、複数の客観的・主観的指標を設定し、指標ごとの評価を行ったうえで、各目標・達成項目の達成状況を総合的に判断します。

＜評価のイメージ＞

例えば、目標の達成項目ごとに1つ又は複数の指標を設定し、指標の推移に応じて達成度をA～Eの5段階で評価する。また、達成項目の評価を踏まえ、各目標の達成度も同様に評価する。

		指標名	指標推移	達成項目の評価	目標の評価
目標 ○	達成項目 1	指標 1	↗	C	C
		指標 2	→		
		指標 3	↘		
	達成項目 2	指標 4	↗	A	
		指標 5	↗		
	達成項目 3	指標 6	→	B	
	達成項目 4	指標 7	→	D	
		指標 8	↘		
		指標 9	↘		

客観的指標：統計値、事業実績、指標種の生息状況等 主観的指標：アンケート調査による市民の実感度等

＜指標例＞

（目標 1）京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト」参加団体数、緑被率、エコツーリズムの実施実績等

（目標 2）生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

重点保全地域のうち保全活動を実施している地点数、地目別面積（田、畑）、耕作放棄地面積、エコファーマー認定者数等

（目標 3）生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

自然を身近に感じている人の割合、生物多様性とのつながりを認識している人の割合、生物多様性に配慮した製品を優先的に購入している人の割合等

（目標 4）社会変革に向けた仕組みを構築する

生物多様性保全の担い手宣言制度登録者数、生物多様性保全活動団体数、京の生きもの生息調査報告数等

なお、評価方法については、計画期間に関わらず、ポスト愛知目標や生物多様性国家戦略などで示される、最新の知見を取り入れていくなど、継続的に検討を続けることとします。

第6章 私たちにできること

4つの目標の達成に向け、一人ひとりが生物多様性の重要性を認識し、行動に移せるよう、「一人ひとりにできること」について、「自然との距離」や「取り組みやすさ」に応じて、行動を選択できるよう、行動例を示します。

また、目標ごとに各主体の行動例も示します。

6.1 一人ひとりにできること

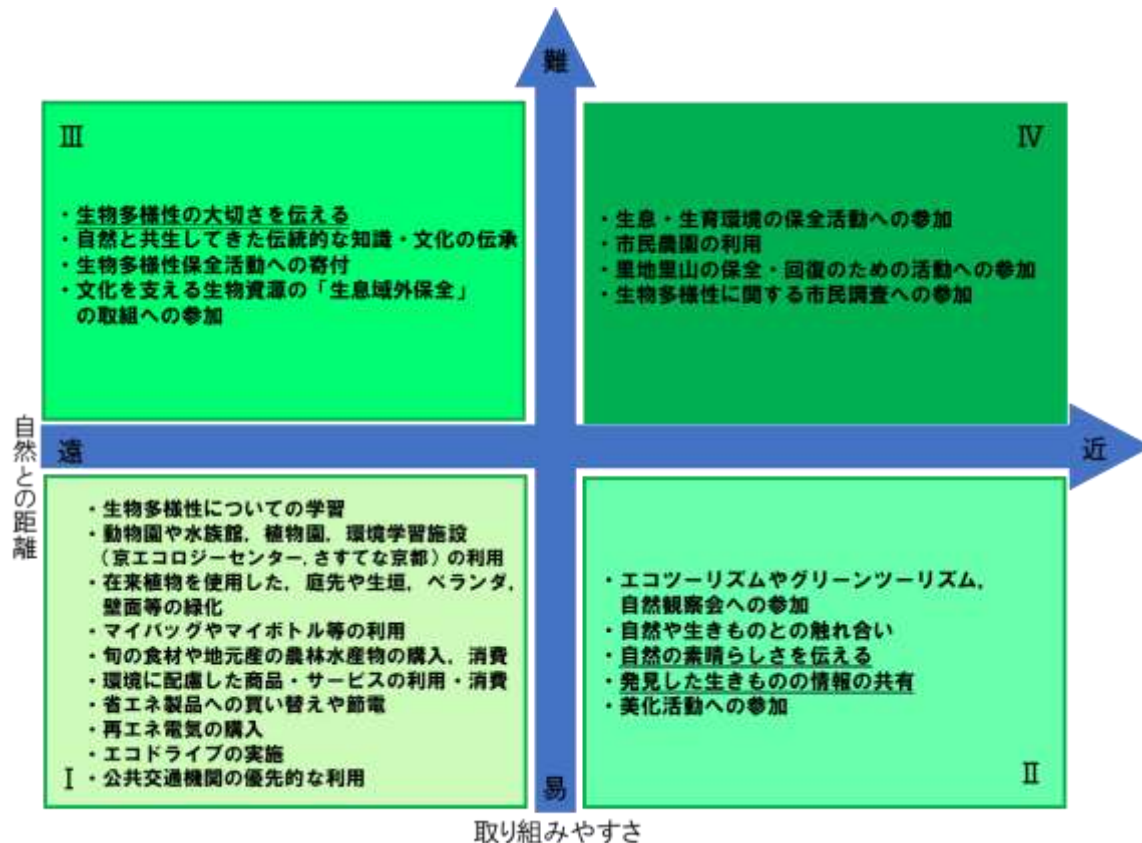


図 「自然との距離」と「取り組みやすさ」に応じた行動例

I：日常生活の中で取り組めること

II：自然のある場所に出かけることで取り組めること

III：生物多様性への関心や知識・技術を持つことで、日常的に取り組めること

IV：生物多様性への関心や知識・技術を活かしながら、自然の中で取り組めること

○生物多様性のために必ず守るべき事項

- ・生態系のバランスが崩れたり、人と野生動物の適切な距離感が失われることにつながるため、野生鳥獣には餌を与えないようにしましょう。
- ・ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てたり放したりしないようにすることで、命を尊び、外来生物の増加も防ぎましょう。
- ・種の絶滅を防ぐため、野外に生息・生育する希少種を採取したり、傷つけたりしないようにしましょう。
- ・生きものの生息・生育環境に影響を与える可能性があるため、野外でゴミを捨てないようにしましょう。

6.2 各主体にできること

(1) 目標1「京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る」の達成に向けてできること

市民	庭先や生垣、ベランダ、壁面等を緑化する。 (緑化の際は、在来種や生きものと呼ばしめる種(実のなる木等)を意識して取り入れる。)
	旬の食材や地元産の農林水産物を購入、消費する。
	エコツーリズムやグリーンツーリズム、自然観察会に参加する。
	文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組に参加する。
	生きものの生息・生育環境の保全活動に参加する。
事業者	文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組や本来の生息・生育地の保全・回復の活動に参加する。 また、活動内容を発信することで、取組の輪を広げる。
	木材、竹材等の利用不足となっている市内産の生物資源を利用する。
	在来種や生きものと呼ばしめる種(実のなる木等)を積極的に使用し、敷地内を緑化する。
事業者 (観光業者)	エコツーリズム、グリーンツーリズムの推進を支援する。
活動団体	活動の一環として、エコツーリズムの取組に協力したり、企画する。

(2) 目標2「生息・生育地と種の多様性を保全・回復する」の達成に向けてできること

市民	野生鳥獣には餌を与えないようにする。
	ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てたり放したりしないようにする。
	野外に生息・生育する希少種を採取したり、傷つけたりしないようにする。
	野外でゴミを捨てないようにする。
	マイバッグやマイボトル等を利用する。
	旬の食材や地元産の農林水産物を購入、消費する。
	環境に配慮した商品・サービスを利用・消費する。
	省エネ製品への買い替えや節電に取り組む。
	再エネ電力を購入する。
	環境性能の高い車を選択し、エコドライブを実施する。
	公共交通機関を可能な限り優先的に利用する。
	美化活動に参加する。
	生物多様性保全活動に寄付する。
	文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組に参加する。
	生きものの生息・生育環境の保全活動に参加する。
	市民農園を利用する。
	里地里山の保全・回復のための活動に参加する。

事業者	開発行為に当たっては、地域の生態系に重大な影響を及ぼさないよう、計画段階から十分に検討を行う。
	生態系に影響を及ぼす化学物質を使用しない。
	製品の生産過程やサービスの提供過程において発生する生物多様性への影響を把握し、可能な限り低減を図る。
	木材、竹材等の利用不足となっている市内産の生物資源を利用する。
	社員食堂等で地元産の農水産物を購入、消費する。
	文化を支える生物資源の「生息域外保全」の取組や本来の生息・生育地の保全・回復の活動に参加する。
	また、活動内容を発信することで、取組の輪を広げる。
	プラスチックごみの発生が少ない製品・サービスを提供する。
	在来種や生きものと呼ばれ込める種（実のなる木等）を積極的に使用し、敷地内を緑化する。
事業者 (農林業)	適切な間伐の実施等により、健全な森林の管理に努める。
	減農薬や有機農法等、環境に配慮した農業に取り組む。
活動団体	活動のフィールドにおいて、生息・生育する希少種を採取したり、傷つけたりしないようにする。
	生きものの生息・生育場所や希少種、里地里山の保全等の活動を行うとともに、活動の輪を広げる。
	外来生物の防除活動に当たっては、植物の種子の散乱や生きものの逃げ出しに注意し、他の地域に広げることのないようにする。
大学・ 研究機関	生物多様性の保全活動が適切に実施されるよう、必要に応じて助言を行う。

(3) 目標3「生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る」の達成に向けてできること

市民	生物多様性について学習する。
	動物園や水族館、植物園、環境学習施設（京エコロジーセンター、さすてな京都）を利用する。
	マイバッグやマイボトル等を利用する。
	旬の食材や地元産の農林水産物を購入、消費する。
	環境に配慮した商品・サービスを利用・消費する。
	省エネ製品への買い替えや節電に取り組む。
	再エネ電力を購入する。
	環境性能の高い車を選択し、エコドライブを実施する。
	公共交通機関を可能な限り優先的に利用する。
	エコツーリズムやグリーンツーリズム、自然観察会に参加する。
	自然や生きものとの触れ合いの機会を持つ。
	写真や絵、文章等を通じて、京都の自然の素晴らしさを伝える。
	生物多様性の大切さを伝える。
	自然と共生してきた伝統的な知識・文化を伝承する。

事業者	生物多様性に配慮した商品・サービスを提供する。
	プラスチックごみの発生が少ない製品・サービスを提供する。
	製品の生産過程やサービスの提供過程において発生する生物多様性への影響を把握し、可能な限り低減を図る。
	環境負荷の小さい物品を購入する。
	木材、竹材等の利用不足となっている市内産の生物資源を利用する。
	社員食堂等で地元産の農水産物を購入、消費する。
	社員に対して生物多様性に関する学びの機会を提供する。
	地域に対して生物多様性に関する学習や自然体験の機会を提供する。
事業者 (メディア)	市域の生きものや自然の状況に関する情報や生物多様性の大切さについて、積極的に、分かりやすく発信する。
活動団体	自然の素晴らしさや生物多様性の大切さを発信する。
	自然環境の保全活動や自然観察会などを企画する。
	地域で行われる学習会、自然観察会等に、積極的に協力する。
	団体の中で生物多様性に関する学習会等を開催する。
小・中・高等学校	生物多様性との関わりや大切さについて学習の機会を提供する。

(4) 目標4「社会変革に向けた仕組みを構築する」の達成に向けてできること

市民	発見した生きものの情報を共有する。
	生物多様性保全活動に寄付する。
	生きものの生息・生育環境の保全活動に参加する。
	里地里山の保全・回復のための活動に参加する。
	生物多様性に関する市民調査に参加する。
事業者	生物多様性に配慮した商品・サービスを提供する。
	プラスチックごみの発生が少ない製品・サービスを提供する。
	製品の生産過程やサービスの提供過程において発生する生物多様性への影響を把握し、可能な限り低減を図る。
	CSR※1活動を通じて、生物多様性の保全活動を実施する。
	KES※2等、環境マネジメントシステムの認証を取得する。
	市民・団体等が実施する生物多様性の保全活動に対する支援を行う。
	環境報告書等で生物多様性に関する取組などの情報を開示・提供する。
事業者 (金融)	投融資の審査基準に生物多様性の観点を組み込む。
	責任投資原則を考慮し、生物多様性への配慮を行う。
	環境格付けの評価プロセスに生物多様性の観点を組み込むなどの方法により、生物多様性に配慮した事業活動を促進するような金融商品を開発・提供する。
活動団体	活動のフィールドにおいてモニタリングを実施する等、生きものの生息状況の情報を積極的に収集する。
大学・ 研究機関	生物多様性保全上重要な地域の生態系等について調査・研究を行う。
	生物多様性に関する最新の知見を発信する。

※1 CSR：企業の社会的責任

※2 KES：京都から発信された「環境マネジメントシステム」の規格

第7章 推進体制と進行管理

7.1 庁内における連携

生物多様性に関する取組は、様々な政策分野と密接に関係するため、庁内の関係部局との一層の連携が必要です。そのため、全庁横断的に生物多様性の観点を取り入れた事業が展開されるよう、「京都市生物多様性庁内連絡会議」等を通じて、庁内の生物多様性に関する取組の情報共有と相互連携を図ります。

7.2 生物多様性保全検討部会

プランの進捗状況について、京都市環境審議会の下に設置されている「生物多様性保全検討部会」に定期的に報告し、同部会において評価いただくとともに、評価結果に基づき、必要な見直しを行います。

7.3 各主体との連携

市民、活動団体、事業者、教育機関、大学、国、京都府、他の地方自治体等の各主体と連携・協働し、プランの推進を図ります。

7.4 プランの見直し

プランは、計画期間に関わらず、計画の進行具合や目標の達成状況、自然的社会的条件の変化、生物多様性国家戦略及び上位計画（京都市基本計画、京都市環境基本計画）の改定等の状況に応じて、必要である場合は見直しを行います。

プラン策定経過

年月日	会議名等	内容
令和元（2019）年 7月30日	令和元年度第1回 環境審議会	＜諮問＞ ・次期京都市生物多様性プランの策定について
令和元（2019）年 8月21日	令和元年度第1回 生物多様性保全検討部会	・生物多様性保全にかかるこれまでの経過と現状 ・次期プラン策定に係る基本的な考え方
令和元（2019）年 11月14日	令和元年度第2回 生物多様性保全検討部会	・長期的ビジョン、2030年度目標、施策体系について ・重点保全地域について
令和2（2020）年 1月31日	令和元年度第3回 生物多様性保全検討部会	・施策体系と評価方法（指標）について ・各主体の役割について ・リーディング事業について
令和2（2020）年 7月1日	令和2年度第1回 生物多様性保全検討部会	・骨子案について ・次期プランにおける施策について
令和2（2020）年 8月27日	令和2年度第1回 環境審議会	・生物多様性保全検討部会における審議状況について（報告）
令和2（2020）年 9月9日	令和2年度第2回 生物多様性保全検討部会	・次期京都市生物多様性プランの策定について（答申素案）
令和2（2020）年 10月28日	令和2年度第3回 生物多様性保全検討部会	・次期京都市生物多様性プランの策定について（答申案）
令和2（2020）年 11月12日	令和2年度第2回 環境審議会	・次期京都市生物多様性プランの策定について（答申案）
令和2（2020）年 11月24日	答申	＜答申＞ ・次期京都市生物多様性プランの策定について

京都市環境審議会委員名簿（令和 2 年 12 月 1 日時点）

氏 名	役 職 名 等	参 考
綾 野 美 晴	京都市立朱雀第四小学校校長	
池 本 優 香	市民公募委員	
石 川 一 郎	株式会社京都新聞社論説委員長	
一 原 雅 子	市民公募委員	
上 田 佳 代	京都大学大学院地球環境学堂環境健康科学論分野准教授	大気環境・環境衛生
大 久 保 規 子	大阪大学大学院法学研究科教授	行 政 法・環 境 法
大 島 祥 子	スーク創生事務所代表	
尾 崎 る み 子	京都市地域女性連合会常任委員	
織 田 英 夫	京都市保健協議会連合会副会長	
小 幡 範 雄	立命館大学政策科学部特別任用教授	環 境 計 画
○ 笠 原 三 紀 夫	京都大学名誉教授	大 気 環 境
鴻 上 達 也	日本労働組合総連合会京都府連合会執行委員	
小 杉 隆 信	立命館大学政策科学部教授	エ ネ ル ギ ー
坂 野 上 な お	京都大学フィールド科学教育研究センター助教	森 林・林 業
桜 井 良	立命館大学政策科学部准教授	環 境 教 育
塩 路 昌 宏	京都大学名誉教授	環 境 工 学
田 浦 健 朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク事務局長	
千 葉 知 世	大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科准教授	環 境 政 策
佃 賢 治	京都府府民環境部長	
内 藤 宏 人	京都地方気象台長	
西 岡 誠 司	京都商工会議所産業振興部長	
仁 連 孝 昭	滋賀県立大学名誉教授	環 境 経 済
橋 本 裕 治	公益社団法人京都工業会環境委員会委員長	
久 山 喜 久 雄	フィールドソサイエティー代表	
伏 見 康 司	弁護士	
森 口 次 郎	一般社団法人京都府医師会理事	
森 本 幸 裕	京都大学名誉教授	生 態 系
諸 富 徹	京都大学大学院地球環境学堂教授	財 政 政 策
山 田 國 廣	京都精華大学名誉教授	環 境 学
山 本 芳 華	平安女学院大学国際観光学部国際観光学科准教授	環 境 経 営
湯 本 貴 和	京都大学霊長類研究所教授	生 態 系
米 澤 ゆ か り	株式会社京都リビング新聞社事業部マネージャー	
渡 部 由 紀 子	京都府中小企業団体中央会 京都府中小企業女性中央会副会長	

（○＝会長，五十音順，敬称略）

生物多様性保全検討部会委員名簿（令和２年１２月１日時点）

氏 名	役 職 名 等	参 考
あだち なおき 足立 直樹	株式会社レスポンスアビリティ代表取締役	
いけもと ゆうか 池本 優香	京都市環境審議会市民公募員（第１３次）	
いしはら まさえ 石原 正恵	京都大学フィールド科学教育研究センター 森林生態系部門 森林育成学分野 准教授	森林生態学
いたくら ゆたか 板倉 豊	京都精華大学名誉教授	環境教育
おちあい ゆきの 落合 雪野	龍谷大学農学部食料農業システム学科教授	民族植物学
たなか まさゆき 田中 正之	京都市動物園 生き物・学び・研究センター 長	
ひさやま きくお 久山 喜久雄	フィールドソサイエティー代表	
ふしみ こうじ 伏見 康司	弁護士	
もりもと ゆきひろ 森本 幸裕	京都大学名誉教授	景観生態学
◎ゆもと たかかず 湯本 貴和	京都大学霊長類研究所教授	生態保全

（◎＝部会長，敬称略，五十音順）